

行政委員会委員報酬に関する 参考資料

日時：平成22年1月15日（金）午後2時～

場所：大阪市役所本庁舎7階 市会第4委員会室

- - - 目 次 - - -

政令指定都市 行政委員会委員報酬一覧	1
政令指定都市 行政委員会別委員報酬順位	3
本市の行政委員会委員報酬一覧	4
非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	5
非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 の特例に関する条例	9
地方自治法（抜粋）	10

政令指定都市 行政委員会委員報酬一覧(平成21年11月現在)

	大阪市	札幌市	仙台市	新潟市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	静岡市
教育委員会									
委員長	月額 439,000	月額 301,000	月額 243,000	月額 143,000	月額 240,000	月額 201,000	月額 336,000	月額 391,000	月額 170,000
委員	月額 364,000	月額 251,000	月額 203,000	月額 123,000	月額 200,000	月額 169,000	月額 279,000	月額 362,000	月額 140,000
市選挙管理委員会									
委員長	月額 430,000	月額 237,000	月額 243,000	月額 120,000	月額 132,000	月額 125,000	月額 267,000	月額 338,000	月額 99,000
委員	月額 355,000	月額 164,000	月額 203,000	月額 90,000	月額 99,000	月額 94,000	月額 210,000	月額 280,000	月額 75,000
区選挙管理委員会									
委員長	月額 156,000	月額 115,000	月額 121,000	月額 60,000	月額 69,000	月額 63,000	月額 135,000	月額 168,000	月額 65,000
委員	月額 136,000	月額 101,000	月額 101,000	月額 45,000	月額 58,000	月額 48,000	月額 106,000	月額 138,000	月額 50,000
地方自治法第114条第3項の規定により報酬に選挙事務費が加えられる場合は、報酬額	月額 11,700	月額 12,500	月額 11,600	月額 45,000	月額 9,200	-	-	月額 13,000	-
監査委員									
職員を有する者のうちから選任された者 で、常勤の代表監査委員 ()内数値はカット後	月額 910,000 (820,000)	月額 800,000	月額 713,000 (691,610)	月額 778,000	月額 625,000	月額 680,000 (646,000)	月額 580,000	月額 825,000	月額 663,000
職員を有する者のうちから選任された者 市会議員のうちから選任された者	代表監査委員 月額 364,000 市会議員 月額 439,000 117,000	市会議員 月額 301,000 70,000	市会議員 月額 298,000 81,000	市会議員 月額 79,000 47,000	市会議員 月額 240,000 85,000	市会議員 月額 258,000 67,000	市会議員 月額 336,000 67,000	代表監査委員 月額 362,000 94,000	代表監査委員 月額 200,000 260,000 69,000
人事委員会									
委員長	月額 439,000	月額 301,000	月額 243,000	月額 143,000	月額 240,000	月額 258,000	月額 336,000	月額 391,000	月額 240,000
委員	月額 364,000	月額 251,000	月額 203,000	月額 123,000	月額 200,000	月額 224,000	月額 279,000	月額 362,000	月額 200,000
農業委員会									
会長	月額 86,000	月額 96,000	月額 78,000	月額 107,500	月額 72,000	月額 67,000	月額 42,000	月額 45,000	月額 96,500
会長職務代理	月額 59,000	月額 67,000	月額 71,000	月額 64,500	月額 61,300	月額 60,000	-	月額 43,000	月額 55,000
委員	月額 51,000	月額 47,000	月額 63,000	月額 43,000	月額 53,600	月額 53,000	月額 31,000	月額 34,000	月額 40,000
固定資産評価審査委員会									
委員長	月額 27,400	-	-	-	月額 10,300	-	-	-	月額 15,500
委員	月額 21,400	月額 12,500	月額 11,600	月額 13,000	月額 9,600	月額 19,000	月額 11,000	月額 21,000	月額 14,000

政令指定都市 行政委員会委員報酬一覧(平成21年11月現在)

	浜松市	名古屋市	京都市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
教育委員会									
委員長	月額 110,000	月額 399,950	月額 355,000	月額 213,000	月額 360,000	月額 140,700	月額 300,000	月額 336,000	月額 350,000
委員	月額 81,000	月額 386,650	月額 335,000	月額 175,000	月額 320,000	月額 105,800	月額 255,000	月額 298,000	月額 300,000
市選挙管理委員会									
委員長	月額 81,000	月額 390,450	月額 300,000	月額 174,000	月額 320,000	月額 90,200	月額 235,000	月額 252,000	月額 255,000
委員	月額 59,000	月額 377,150	月額 270,000	月額 152,000	月額 270,000	月額 56,700	月額 180,000	月額 212,000	月額 215,000
区選挙管理委員会									
委員長	月額 60,000	月額 131,100	月額 121,000	月額 87,000	月額 133,000	月額 63,100	月額 125,000	月額 138,000	月額 137,000
委員	月額 45,000	月額 103,550	月額 107,000	月額 76,000	月額 116,000	月額 39,700	月額 95,000	月額 114,000	月額 116,000
地方自治法第108条第3項の規定により第1回、選挙管理委員に充てられた初任者	月額 8,800	月額 13,300	-	-	月額 7,000	月額 7,500	-	月額 8,100	月額 11,000
監査委員									
総監を有する者のうちから選任された者で、常勤の代表監査委員 ()内数値はカット後	月額 655,000	月額 716,000	月額 660,000	月額 715,000	月額 700,000	月額 596,900	月額 790,000	月額 640,000	月額 620,000
総監を有する者のうちから選任された者 市会議員のうちから選任された者	月額 250,000 市会議員 47,000	月額 387,000 市会議員 770,000	月額 355,000円以内 代表監査委員 355,000円以内	月額 198,000 代表監査委員 227,000	月額 320,000 代表監査委員 360,000	月額 140,700 市会議員 46800	月額 255,000 市会議員 73,000	月額 336,000 市会議員 102,000	月額 500,000 市会議員 90,000
人事委員会									
委員長	月額 143,000	月額 399,950	月額 355,000	月額 174,000	月額 360,000	月額 140,700	月額 300,000	月額 336,000	月額 350,000
委員	月額 123,000	月額 386,650	月額 335,000	月額 152,000	月額 320,000	月額 105,800	月額 255,000	月額 298,000	月額 300,000
農業委員会									
会長	月額 75,000	月額 47,500	月額 74,000	月額 58,000	月額 51,000	月額 61,900	月額 68,000	月額 76,000	月額 82,000
会長職務代理	月額 52,000	月額 42,750	月額 65,000	月額 51,000	月額 40,000	月額 60,000	月額 56,000	月額 64,000	月額 71,000
委員	月額 43,000	月額 38,000	月額 55,000	月額 41,000	月額 40,000	月額 46,800	月額 48,000	月額 54,000	月額 46,000
固定資産評価審査委員会									
委員長	月額 10,300	-	-	月額 15,000	月額 18,500	-	-	月額 13,700	月額 13,000
委員	月額 9,300	月額 18,050	月額 18,000	月額 15,000	月額 17,500	月額 11,600	月額 13,000	月額 12,400	月額 11,000

政令指定都市 行政委員会別報酬順位（平成21年11月現在）

（単位：円）

	1 位	2 位	3 位	最下位
教育委員会				
委員長	大阪市 439,000	名古屋市 399,950	横浜市 391,000	浜松市 110,000
委 員	名古屋市 386,650	大阪市 364,000	横浜市 362,000	浜松市 81,000
市選挙管理委員会				
委員長	大阪市 430,000	名古屋市 390,450	横浜市 338,000	浜松市 81,000
委 員	名古屋市 377,150	大阪市 355,000	横浜市 280,000	浜松市 56,700
区選挙管理委員会				
委員長	横浜市 168,000	大阪市 156,000	北九州市 138,000	新潟市・浜松市 60,000
委 員	横浜市 138,000	大阪市 136,000	神戸市・福岡市 116,000	岡山市 39,700
補充員	新潟市 45,000	名古屋市 13,300	横浜市 13,000	神戸市 7,000
監査委員				
代表監査委員	大阪市 439,000	横浜市 362,000	神戸市 360,000	堺市 227,000
委 員	福岡市 500,000	名古屋市 387,000	大阪市 364,000	新潟市 79,000
議員選任	大阪市 117,000	北九州市 102,000	横浜市 94,000	新潟市 47,000
人事委員会				
委員長	大阪市 439,000	名古屋市 399,950	横浜市 391,000	岡山市 140,700
委 員	名古屋市 386,650	大阪市 364,000	横浜市 362,000	岡山市 105,800
農業委員会				
会 長	新潟市 107,500	静岡市 96,500	札幌市 96,000	川崎市 42,000
会長職務代理	仙台市・福岡市 71,000	札幌市 67,000	京都市 65,000	神戸市 40,000
委 員	仙台市 63,000	京都市 55,000	北九州市 54,000	川崎市 31,000
固定資産評価審査委員会				
委員長	大阪市 27,400	神戸市 18,500	静岡市 15,500	さいたま市・浜松市 10,300
委 員	大阪市 21,400	横浜市 21,000	千葉市 19,000	浜松市 9,300

本市の行政委員会委員報酬一覧

区 分		人数	年間活動日数 (月間活動日数)	減額措置前	減額措置後
教育委員会	委員長	1	70 (5.8)	月額 439,000	月額 417,000
	委 員	4	51 (4.3)	月額 364,000	月額 346,000
市選挙管理委員会	委員長	1	25 (2.1)	月額 430,000	月額 409,000
	委 員	3	23 (1.9)	月額 355,000	月額 337,000
区選挙管理委員会	委員長	24	25 (2.1)	月額 156,000	月額 148,000
	委 員	72	15 (1.3)	月額 136,000	月額 129,000
臨時の選挙管理委員	委 員	0	0 (0.0)	日額 11,700	日額 11,100
監査委員	代 表	0	0 (0.0)	月額 439,000	月額 417,000
	委 員	1	54 (4.5)	月額 364,000	月額 346,000
	議 選	2	48 (4.0)	月額 117,000	月額 111,000
人事委員会	委員長	1	49 (4.1)	月額 439,000	月額 417,000
	委 員	2	70 (5.8)	月額 364,000	月額 346,000
農業委員会	会 長	1	77 (6.4)	月額 86,000	月額 82,000
	会長職務代理	2	52 (4.3)	月額 59,000	月額 56,000
	委 員	16	51 (4.3)	月額 51,000	月額 48,000
固定資産評価審査委員会	委員長	1	53 (4.4)	日額 27,400	日額 26,000
	委 員	11	53 (4.4)	日額 21,400	日額 20,300

* 人数及び活動日数は、平成20年度実績

* 平成21年4月から平成22年3月までの期間、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例により報酬の5%の減額を行なっている。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(この条例の目的及び適用範囲)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第2項及び第4項の規定に基づき、非常勤の職員で次に掲げるもの(以下職員という。)の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(1) 教育委員会委員(教育長である者を除く。)

(2) 選挙管理委員(地方自治法第189条第3項(同法第252条の20第5項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定により臨時に委員に充てられた補充員を含む。)

(3) 監査委員

(4) 人事委員会委員

(5) 農業委員会委員

(6) 固定資産評価審査委員会委員

(7) 投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人

(8) 前各号に掲げる者以外の特別職に属する者

(報酬)

第2条 前条第1号から第7号までに掲げる職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前条第8号に掲げる職員の報酬の額は、時間を単位とする額(以下時間額という。)にあつては1時間当たり10,700円、日額にあつては260,000円、月額にあつては1,300,000円を超えない範囲内において、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき、常勤の職員の給与との権衡を考慮して市規則で定める。

(報酬の支給方法)

第3条 月額による報酬は、新たに職員となつた者には、その日からこれを支給し、職の異動によりその額に異動を生じた者には、その日から新たな額を支給する。ただし、その月分について現に受ける額を下ることとなる場合は、現に受ける額による。

2 月額による報酬を受ける職員(第1条第8号に掲げる職員を除く。)が離職し、又は死亡したときは、その月分の報酬を全額支給する。

3 第1条第8号に掲げる職員のうち、月額による報酬を受けるものが離職し、又は死亡したときは、その日までの報酬を支給する。ただし、特別の事情があると認められる場合は、その月分の報酬を全額支給する。

4 月額による報酬を受ける職員が任期満了その他の事由により離職した場合において、離職した月に再任されたときは、報酬の支給については、引き続き在職するものとみなす。

5 第1項又は第3項の規定により報酬を支給する場合であつて、日割計算を必要とするときは、その月の現日数を基礎としてこれを行う。ただし、第1条第8号に掲げる職員のうち、特に必要があると認められるものについては、その月の現日数から勤務を要しない日(所定の勤務日でない日という。)の日数を差し引いた日数を基礎としてこれを行う。

6 日額又は時間額による報酬は、職員の勤務日数又は勤務時間数に応じて支給する。

7 日額による報酬を受ける職員が公務のため旅行した場合において、その間に勤務すべき日があるときは、報酬の支給については、その日に勤務したものとみなす。

第4条 月額による報酬は、その月分を市長の定める日に支給する。但し、毎月支給することが不相当と認められる場合は、この限りでない。

2 日額又は時間額による報酬は、市長の定める方法により支給する。

第5条 職員が離職した月に他の職員となつた場合でも、その月分の報酬を重複して支給しない。一般職に属する者その他市から給料を受ける者が離職した月に職員となつた場合においても、同様とする。

(報酬の減額)

第6条 第1条第8号に掲げる職員(市長が定める職員を除く。)の報酬については、職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)の適用を受ける者の例により、減額することができる。

(費用弁償)

第7条 職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例(昭和32年大阪市条例第46号)の定めるところにより旅費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、職員が職務を行うために要した経費は、その実費を弁償することができる。

(施行の細目)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

2 市会議員のうちから市会において選挙する教育委員会委員の昭和31年9月分の報酬及び費用弁

償については、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

- 3 昭和31年8月31日以前に給与事由の生じた職員の報酬及び費用弁償で同年9月1日以後に支払うものについては、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(昭和32年12月25日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年4月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年3月23日条例第5号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

- 2 改正前の条例の規定に基づいて昭和35年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和37年6月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年3月31日条例第62号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。

- 2 改正前の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて昭和38年10月1日からこの条例の施行期日の前日までの間に職員に支払われた報酬は、改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和39年10月8日条例第107号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年10月1日から適用する。

附 則(昭和43年3月30日条例第8号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日条例第18号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(同条例第2条の2の規定を除く。)は、昭和45年5月1日から適用する。ただし、改正後の条例第18条第1項の規定は、昭和46年1月1日から適用し、附則第12項の規定による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表に係る規定の適用期日は、市長が定める。

(昭和46年3月22日適用、告示第122号)

附 則(昭和47年12月25日条例第65号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。

附 則(昭和49年5月25日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年5月21日から適用する。

附 則(昭和50年12月27日条例第67号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年12月1日から適用する。

附 則(昭和52年6月6日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年12月24日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。

附 則(昭和55年1月22日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年12月1日から適用する。

附 則(昭和55年5月24日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日条例第7号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和57年1月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 この条例による改正前の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて昭和57年1月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和58年4月5日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年6月1日条例第35号、昭和58年8月28日施行、告示第499号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和60年12月24日条例第50号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条

例」という。)の規定は、昭和60年12月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 この条例による改正前の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて昭和60年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和61年5月31日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年12月23日条例第65号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和63年12月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 この条例による改正前の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて昭和63年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(平成元年7月4日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年4月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年5月22日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年12月19日条例第84号、平成4年12月28日施行、告示第993号)抄

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成5年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年5月31日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年9月24日条例第41号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成8年9月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 この条例による改正前の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて平成8年9月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(平成10年6月1日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第31号、平成14年4月1日施行、告示第395号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成13年6月25日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年9月29日条例第64号)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査に係る投票管理者及び投票立会人について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査に係る投票管理者及び投票立会人については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月19日条例第186号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第62号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公立大学法人大阪市立大学の成立の日から施行する。

附 則(平成19年5月30日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第32号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日条例第77号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	報酬
教育委員会	
委員長	月額 439,000円
委員(教育長である者を除く。)	月額 364,000円
市選挙管理委員会	
委員長	月額 430,000円
委員	月額 355,000円
区選挙管理委員会	
委員長	月額 156,000円
委員	月額 136,000円
地方自治法第189条第3項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 11,700円
監査委員	
識見を有する者のうちから選任された者	月額 364,000円 ただし、代表監査委員にあつては 月額 439,000円
市会議員のうちから選任された者	月額 117,000円
人事委員会	
委員長	月額 439,000円
委員	月額 364,000円
農業委員会	
会長	月額 86,000円
会長職務代理	月額 59,000円
委員	月額 51,000円
固定資産評価審査委員会	
委員長	日額 27,400円
委員	日額 21,400円
投票所の投票管理者	日額 12,600円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円
開票管理者及び選挙長	日額 10,600円
投票所の投票立会人	日額 10,700円 ただし、立会時間内に交替する場合 にあつては、日額10,700円を超えない 範囲内において市規則で定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円 ただし、立会時間内に交替する場合 にあつては、日額9,500円を超えない 範囲内において市規則で定める額
開票立会人及び選挙立会人	日額 8,800円

○非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例

平成14年12月20日

条例第81号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例を公布する。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大阪市条例第33号)に基づく教育委員会委員、選挙管理委員(月額による報酬を受ける者に限る。)、監査委員、人事委員会委員及び農業委員会委員の報酬月額は、平成15年1月から平成17年12月までの各月分に限り、同条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額(その額に、500円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げた額)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法（抜粋）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。